

※当資料は有志企業から提供頂いた情報を基に名古屋商工会議所が加筆・編集したものです。
あくまでサンプルですので、各社の実情に応じてご活用ください。

コロナ感染症の感染拡大防止に向けた推奨行動指針（サンプル）

行動指針の目標は、社内環境の防疫に努め、万が一感染者が出た場合の対処行動を規定するもの。プライベートの行動指示は強制しないが、病原体を持ち込まないようにするためには、全員の理解ある行動が必須。

業務外出者規制：本規制は社内に感染源を持ち込まないためのものである。

- 1 全ての出張は原則として禁止。（特例有り。要社長決裁）
- 2 タクシーを含む公共交通機関は利用禁止。
- 3 海外渡航禁止
- 4 公共施設への出入りは、必要手続き以外は禁止。（特例有り。要社長決裁）
- 5 業務上の移動は社有車、またはマイカーを利用。（運用方法は総務と検討）
- 6 外出時はマスクを着用すること。
- 7 業務としての家電量販店、ホームセンターは出入りを禁止。
- 8 飲み会、会食、懇親会等への出席を禁止。
- 9 セミナー参加、展示会視察の禁止。

来社時の規制：本規制は社内に感染源を持ち込まないためのものである。

- 1 不要不急の来社は全てお断りする。外部との打合せは、web 会議等での実施を推奨。
- 2 手指消毒の義務化。
- 3 搬入荷物の受け取りは、玄関で行うこと。
- 4 出入業者対応は原則として玄関で行うこと。
- 5 止むを得ない理由で来社されるお客様は、マスク着用、健康チェック（問診）を実施。
- 6 ゴミは全て持ち帰っていただく。（当社で出した紙コップ、ペットボトル飲料も含む）

社内行動規制：本規制は社内での感染を防ぐものである。

- 1 会議は必要最小限、最小人数にとどめ、電話や web ツールを活用する。
- 2 グループウェアの利用率を上げ、実会議を最小限にする。
- 3 昼食は小グループに分散、または一人で食事をとること。
- 4 昼食時間中の外出は最小限にとどめる。
- 5 社内健康チェックを毎朝実施する。（簡単な健康確認を行う）

※当資料は有志企業から提供頂いた情報を基に名古屋商工会議所が加筆・編集したものです。
あくまでサンプルですので、各社の実情に応じてご活用ください。

社内衛生管理規制：本規制は社内での感染を防ぐものである。

- 1 手指消毒の徹底
- 2 環境消毒の実施を徹底。
- 3 非接触体温計で体温を測定すること。
- 4 マイタオルを持参し、共用タオル撤去。
- 5 筆記用具、事務用品、物や道具の貸し借りをやめる。(不可避な場合、使用後に手指および物のアルコール消毒を実施)

体調不良者の初動指示：本規指示は、擬感染者が発生した場合の初動指示。

- 1 咳き込み、倦怠感、発熱を感じた場合はただちに第三者に報告。
- 2 報告を受けた者は総務でサージカルマスクを受け取り、本人が受け取れる場所に置く。
- 3 本人は即時サージカルマスクを着用し、退勤準備。
- 4 在宅勤務または自宅療養にて、経過観察を実施。(休日中は報告義務無し)
- 5 以後は状況毎に対処する。

準備：今後の感染状況への備え。

- 1 在宅勤務が出来る業務については、準備を始めておく。
- 2 従業員が欠けた場合の人員準備
- 3 BCP 観点からの財務管理の強化
- 4 ハイリスク者への対応

以 上